

平成27年度 第5回高山市教育委員会定例会議事録

1. 日 時 平成27年7月24日（金） 午後1時30分から
2. 場 所 行政委員会室
3. 出席者 委 員 針山委員長、岡田委員、打江委員、野崎委員、中村教育長
事務局 井口教育委員会事務局長、田中教育総務課長、谷口学校教育課長、中井文化財課長、瓜田学校給食センター所長、川田市民活動課長、坂上生涯学習課長、学校教育課 清水、前原、谷本、梶田、教育総務課 直井
4. 署名者 野崎委員

午後1時30分開会

○針山委員長 本日の委員会は、出席委員5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、定足数に達していますので、成立しております。ただ今から、平成27年度第5回高山市教育委員会定例会を開会いたします。

○針山委員長 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、「野崎委員」を指名いたします。

○針山委員長 前回定例会の会議録について承認を行います。
前回定例会の会議録について「打江委員」お願いいたします。

○打江委員 前回の定例会会議録について、精査した結果、記載事項について適正に調製されておりましたので、署名したことをご報告いたします。

○針山委員長 ありがとうございました。
それでは、前回定例会の会議録についてご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

○針山委員長 前回の会議録は、調製のとおり承認されました。

○針山委員長 次に、中村教育長から報告がございます。

（教育長報告）

○針山委員長 それでは、日程第1、議第10号「平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたしますが、当議題につきましては内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第13条第6項ただし書の規定により、公開しないこととしたいと思います。

○針山委員長 それでは、ただ今お諮りしました議第１０号は、公開しないこととすることにご異議ございませんか。

（異議なし）

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第１０は、公開しないことに決しました。

○針山委員長 それでは、改めまして日程第１、議第１０号「平成２７年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○谷口学校教育課長 ＜資料に基づき説明＞非公開

○針山委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑等はございませんか。

（非公開）

○針山委員長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 それでは、ただ今議題となっております議第１０号について、事務局説明のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第１０号について、事務局説明のとおり決しました。

○針山委員長 それでは次に日程第２、報告１２「小中学校における現状と課題について」を議題といたしますが、当議題につきましては、内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第１３条第６項ただし書の規定により、報告内容について公開しないこととしたいと思います。

○針山委員長 それでは、ただ今お諮りしました報告１２は、一部公開しないこととすることにご異議ございませんか。

（異議なし）

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって、報告１２は、一部公開しないことに決しました。

○針山委員長 それでは、改めまして日程第2、報告12「いじめ・不登校問題の対応について」を事務局より報告願います。

○谷口学校教育課長<前回までとの議事項目の変更趣旨を口頭説明>

○学校教育課谷本 <資料に基づき説明>非公開

○学校教育課梶田 <資料に基づき説明>非公開

○針山委員長 ただ今の報告についてご質疑はございませんか。

○野崎委員 アンケート結果からいじめ問題の状況を把握し対応できており良い事である。報道の中でアンケートの実施時期を逃し対応が遅れた事例を耳にしたが、高山市では時期的にどのように実施しているのか。また、アンケートは本人が書いているのか。

○学校教育課谷本 高山市教育委員会として時期統一はしていないが、学校毎に1カ月に1回、1学期に1回など計画をたて定期的に実施している。また、アンケート回答は本人が直接記入している。

○野崎委員 学校により1カ月に1回や1学期に1回など差があるが、誰がどのように判断しているのか。高山市として統一する必要はないのか。

○谷口学校教育課長 実施状況については、市独自としてではなく県の調査を通じて確実に実施されていることを把握している。学校においては、アンケート以外にも生活の記録や教育相談など実情にあわせた手法により状況把握に努めている。アンケート回数としては、最終的にはこれらを踏まえ学校長の判断により一番適している回数を行っている。

○岡田委員 ゲーム機でのなりすましの件は、子どもが直接学校に相談してきたのか。

○学校教育課谷本 本人が担任に相談したものである。

○岡田委員 相談できた子は良いが、水面下で悩みを抱えている子もいるのではないか。子ども達の相談窓口となる受け皿は各学校に用意されているのか。

○学校教育課谷本 色々な方法がありアンケートも相談窓口の一つであり、他にも生活ノート、教育相談、個人懇談、市の相談ダイヤルなど、複数の方法によりいつでも相談できる体制をとっている。

○打江委員 不登校問題は個々に適切な対応が必要であり、本人や周りの方々の努力により改

善され良かったと思う。例えば学年がかわり、担任が替わったり異動した場合でも適切に対応できるシステム等はあるのか。

○学校教育課梶田 先程の例では、進級時に各担任間や主任、学年に所属している先生間で情報交換が行われ適切に対応がなされていると考える。具体的には進級時に担任は替わったが、交換ノートなどが引き継がれ良い結果につながったと理解している。

○谷口学校教育課長 特別支援学級では教育支援計画を作っているが、不登校者に対する支援計画もシステムとして同様に作る必要があると考えている。学校によっては支援計画や足跡を残しているところも多くなっており、今後も指導を行いたい。

また、これを単に一人の先生と一人の生徒の関わりだけで成しているものとしては定着しない。従って、どの学校でも組織で対応しているという考えが前提となっており、ネットワーク会議やケース会議をもって、誰がどう関わり子どもをどう守るかは全ての学校で行われている。

○針山委員長 であい塾へ通っている子は不登校者の中ではどのように取り扱われているのか。

○谷口学校教育課長 教室にいるかどうかを判断する出席簿では、であい塾への通学は欠席として取り扱われる。であい塾は適応指導教室として学校に通っているのと同じ取り扱いであり、小学校6年間、中学校3年間の出席状況を記す指導要録では、ただし書きをしたうえで出席として扱われる。従って、先程の説明の中では不登校者の中にカウントして説明している。

○針山委員長 報道されている岩手の件では、生活ノートへの記述がありながら適切な対応がなされていなかった。高山市において、同様なケースあった場合には適切な対応がなされるのか確認したい。

○学校教育課谷本 適切な対応がなされるよう、定期的に研修会の場を通じ指導している。

○針山委員長 ご質疑も尽きたようですから、以上で質疑を終結いたします。

○針山委員長 それでは次に日程第3、議題11号「平成28年度使用小・中学校用教科用図書の選択について」を議題といたしますが、当議題につきましては、高山市情報公開条例第6条第4項に該当するものとして、本年8月31日まで非公開とすることが適当と思われますので、法律13条第6項ただし書の規定により、本年8月31日まで公開しないこととしたいと思います。

○針山委員長 それでは、ただ今お諮りしました議題11号は、本年8月31日まで公開しないこととすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議題 1 1 号は、本年 8 月 3 1 日まで公開しないことに決しました。

○針山委員長 それでは、改めまして日程第 3、議題 1 1 号「平成 2 8 年度使用小・中学校用教科用図書の採択について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○谷口学校教育課長 <資料に基づき下記概要のとおり説明>

1 教科書採択の概要

- ・教科書採択とは
- ・飛騨地区採択協議会と研究員会の活動について
- ・調査研究対象となった全ての教科書のよさが意見書としてまとめられたことについて

2 飛騨地区採択協議会が選定した「平成 2 8 年度使用小学校用教科用図書」について

3 飛騨地区採択協議会が選定した「平成 2 8 年度使用中学校用教科書図書」について

4 採択の議決について

- ・委員の皆様には、採択協議会の選定結果を尊重して採択の審議を願いたい、全ての教科書の中から採択することができるので、意見書に基づいて全ての教科書のよさについて説明したうえで、選定された教科書のよさを説明します。
- ・なお、教科書展示会をご覧いただいた委員も見えますし、これまでに、2 回の教育委員会定例会の中で、全ての教科書をご覧いただいた。本日も教科書を用意しているので、改めてご覧いただきたい。

○学校教育課前原 <資料に基づき下記概要のとおり説明>

- ・意見書に基づいて、調査研究の対象となった全ての教科書のよさについて説明。
- ・意見書に基づいて、選定された教科書のよさについて更に詳しく説明。

○針山委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

○打江委員 今回、1 8 歳まで選挙権が引き下げられ、中学生は数年後には選挙権を有することとなるが、図書の中でその辺りの責任が果たせるような内容となっているか。

○学校教育課前原 図書の中では様々な人の考えを見極め、どの考えが自分と同じか判断できるよう

な仕掛けが随所に見られ、今後の選挙においても役立つととらえている。

○針山委員長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 それでは、ただ今議題となっております議第 11 号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第 11 号について、事務局説明のとおり決しました。

○井口教育委員会事務局長 <関連として小学校社会科副読本「飛騨の高山」見直しについて説明>

○針山委員長 事務局の説明は終わりました。
ご質疑もないようでありますから、ここで一旦休憩します。

(休憩 午後 3 時 37 分～午後 3 時 45 分)

○針山委員長 休憩を解いて会議を続行します。

○針山委員長 それでは次に日程第 4、議題 12 号「高山市文化財審議会委員の委嘱について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○中井文化財課長 <資料に基づき説明>

○針山委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

○針山委員長 ご質疑もないようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○針山委員長 それでは、ただ今議題となっております議第 11 号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第 11 号について、事務局説明のとおり決しました。

○針山委員長 それでは次に日程第 5、議題 13 号「高山市伝統的建造物群保存地区保存審議会

委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

○中井文化財課長　＜資料に基づき説明＞

○針山委員長　事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

○針山委員長　ご質疑もないようですから、以上で質疑を終結いたします。

○針山委員長　それでは、ただ今議題となっております議第１３号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

（異議なし）

○針山委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第１３号について、事務局説明のとおり決しました。

○針山委員長　次に日程第６、報告１３「社会教育委員の活動について」事務局より説明願います。

○坂上生涯学習課長　＜資料に基づき説明＞

○針山委員長　事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○中村教育長　９ページの社会教育委員に関する法律、第１７条の「社会教育委員の職務」に３項目あげてある。これら職務を行ううえで、現社会教育委員からはどのような意見があったか。

○坂上生涯学習課長　会議の３回について、どのようなタイミングで開催するかについての話の中では、年度当初、中間、年度末の３回で、年度末には１年の総括を行い、次年度につなげることを説明した。また、必要に応じ臨時会を開催することを説明した。

○中村教育長　今の質問は、１７条第１項には、社会教育に諸計画を立案することが職務とあるが、実際にその３回で行うことができるのか疑問であったので確認した。教育委員会は定例で月１回の会議を行っているが、それでも審議には時間を要している。その辺りの点について、委員からは意見がなかったか。

○坂上生涯学習課長　３回とすることについて、今後、特に回数を増やした方がよいという意見はなかった。この３回以外にも研修等があり、年間５回程の集まりとなり、そのような場で様々な意見を伺ったり、情報・意見交換を行うことが可能であるという話があ

った。

○田中教育総務課長 9ページに書いてある職務のとおり、教育委員会の諮問に応じという部分が関わってくると思う。諮問する立場としては、諮問内容によっては、臨時会の開催について検討いただくことがあるかも知れない。また、事前に研修会等に資料提供していくことが、教育委員会事務局の務めでもあり、社会教育委員会事務局と連携をとりながらすすめたい。

○野崎委員 研修内容については、これまでと平成28年度以降とどのように違ってくるのか。

○坂上生涯学習課長 6月と9月に飛騨地区内の研修会のほかに、県、東海北陸の研修会、飛騨地区の推進大会がある。研修の内容自体は今のところ変更はない予定である。

○野崎委員 協働のまちづくりがスタートし視点がかわるので、先進事例を学ぶことなど考えているか。

○坂上生涯学習課長 今のところは考えていないが、今後、必要に応じて検討したい。先ほど説明した構成の背景としては、教育振興基本計画に掲げている、地域づくり型生涯学習をどのようにすすめるのかを考えたいという構成である。社会教育委員には、まちづくり協議会の中からそれぞれ1人推薦いただくことを考えている。役割としては、各まちづくり協議会の活動に対し言及するものではなく、あくまでも市の社会教育全体を考えていただくものである。協議内容については、まちづくり協議会に持ち帰り、地域活動につなげていただければと考えている。

○針山委員長 社会教育委員としては、今後の役割りを鑑み17名から24名に増員した方がよいとの意見のようである。教育委員会として重要なのは、社会教育委員は教育委員会が委嘱しており、青少年教育に対する指導や助言を行っていただくことである。まちづくり協議会の代表が大多数を占め24名に増員された組織の中で、自分のまちのことだけでなく、市全体の学校や青少年育成などを考える委員会になることを望む。

○坂上生涯学習課長 ご指摘のとおりである。まちづくりを進めていくためには、社会教育が大切であり、逆に社会教育を進めていくためには、まちづくりが大切であると考えます。私どもとしては、市全般の社会教育を幅広く考えていただくことが役割りであることを理解いただいたうえで委員に就任いただくことを説明していきたい。

○針山委員長 社会教育法における仕組みも時代背景の流れによりうまく機能していない部分があったように感じる。新たなまちづくりの仕組みがうまく機能してほしいというのが私の思いである。

○中村教育長 今の話は、法１７条第３項に関連することである。同項では「市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。」と記されている。この部分が本当に機能するとよいが、うまく機能していなかったという話しである。我々、教育委員も社会教育委員に対し職責を果たしていただくことを期待するものであるが、今度、委員になっていただく方々がその意識を持てる方かどうか、また、自分のまち協のことだけでなく、市全体のまち協のことを考えて発言していただかないと機能していかない訳である。この辺りについて、担当課の生涯学習課だけの話でなく市民活動部が総ぐるみで、まち協の仕組みとまちづくりを、そしてその位置づけとして社会教育委員にその役割りを担っていただかないと人数を増やすだけでは機能していかない。そのためにも今から準備をすすめたり、各まち協への啓発を行う必要があるので、教育委員会の意見も伝えながら担当課としてまち協に指導、助言をしてほしい。

○打江委員 地域づくり型生涯学習の「地域」とは、各まち協のことなのか、市全体のことなのか、どのエリアを指しているのか。

○坂上生涯学習課長 地域づくり型生涯学習は岐阜県がすすめている取り組みで、例えば子育て、福祉、環境、まちづくり、防犯など様々な身近な地域課題を解決する活動に、自分の知識や技術などを役立てていくというものである。それぞれの地域だけでなく高山市全体を見て、学びを地域の豊かなまちづくりに活かしていくという考えのもとすすめられている取り組みである。「地域」というのは高山市全体を指すものであるが、それぞれの身近なまちづくり協議会の活動等を通じて、市全体のまちづくりにつなげていくという考え方である。

○中村教育長 いきなり高山市全域を描いてやろうと思っても無理な部分がある。今ある生涯学習においてもNPOや小さなサークルなど単体であり、活動エリアも小さなものから大きなものまである。生涯学習課の構想としては、２０のまち協から出てきた人達が高山市の生涯学習について考えるようになれば、同じようなことをしている様々な団体をつなげて市全体のネットワークにしようとするものだと思う。

○針山委員長 本日の内容は報告事項であるが、今後の審議の参考としていただきたい。
では、ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 次に「後援名義使用について」の報告をお願いします。

○田中教育総務課長 ＜資料に基づき説明＞

○針山委員長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○針山委員長 ご質疑等もないようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 次に「第26回飛騨高山臥龍桜日本画大賞展について」の報告をお願いします。

○坂上生涯学習課長 ＜資料に基づき説明＞

○針山委員長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○針山委員長 ご質疑等もないようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 次に「図書の選書について」の報告をお願いします。

○坂上生涯学習課長 ＜資料に基づき説明＞

○針山委員長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○中村教育長 この図書はどこの出版社より発行されているのか。

○坂上生涯学習課長 太田出版である。

（各委員より現時点では取り扱いを控えるのが適当との声）

○針山委員長 ご質疑等も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 次に「平和都市宣言の取り組みについて」の報告をお願いします。

○川田生涯学習課長 ＜資料に基づき説明＞

○針山委員長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○中村教育長 次年度の「平和の鐘」の打ち鳴らしの計画があれば教えてほしい。

○川田生涯学習課長 来年については調整が必要となるが、今年の実績からいくと資料の5回以外に戦没者追悼式、新年の2回をあわせ計7回行っている。

○中村教育長 今後は、沖縄の問題を差し置いて平和都市宣言は語れないと思うし、求められると思う。高山市には先程説明のような歴史があり、今の宣言がある。そのような中で、市を訪れる観光客に対して宣言に対する意見を伺うような考えはあるか。

○川田市民活動推進課長 想定はしていなかったが、ご意見をいただいたので検討してみたい。

○中村教育長 高山市民に周知するのはさることながら、訪れる人たちにも宣言のある高山に行ってみようと思っていただくことも大切だと考える。

○川田市民活動推進課長 都市宣言を行ううえで市外からお見えになる観光客の方々にもアンケート等で発信し、外部の意見もお聞きすることも大切なことだと考える。

○中村教育長 都市宣言を行った折には、意見をいただいた方々には何らかの立場で参画したと感じてもらえると思う。特に小中高生をターゲットとしたのは、時代を担う世代だからであるが、同様に外部であっても同じであると考ええる。

○針山委員長 高山市は平和だからこそ観光の恩恵を受けており、正しくそのとおりである。

○野崎委員 観光という点では、日本人に限らず海外の方々も含めてということですね。

○中村教育長 そのとおりです。海外と言っても何も膨大なことをするのではなく、高山を訪れていただいた方々にも機会があれば意見をお願いしたいという考え方である。

○針山教育長 日本は唯一の被爆国として平和を願い戦争しないと言っており、よい考え方である。
ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。
その他に報告がありましたら順次報告願います。

○田中教育総務課長 <国府小学校大規模改修の工事車輛による自動車事故について報告>

○田中教育総務課長 <高山市教育委員会点検評価の日程について報告>

○田中教育総務課長 <高山市教育委員会行政視察について報告>

○針山委員長 それでは、定例会の開催日時を決定したいと思います。

(協議)

【8月24日 午後1時30分】

【9月28日 午後1時30分】

【10月1日 午後時間未定 臨時会開催】

【10月26日 午前9時00分】

○針山委員長 それでは以上を持ちまして、本日の議事日程が全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じ、平成27年度第5回高山市教育委員会を閉会いたします。

午後5時25分閉会